

○新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて（令和2年6月5日付け国道利第5号）

最終改正：令和4年9月9日国道利第10号

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について別紙のとおり許可基準を定めたので、当該路上利用に伴う道路占用の許可に当たっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

### 記

#### 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全国において解除され、今後、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能とすることが求められている。とりわけ、沿道の飲食店等においては、いわゆる「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応し、店内での飲食だけではなく、テイクアウト販売やテラスでの飲食提供等を行うため、当該飲食店等に接続する路端に近接する部分の道路占用の需要が高まることが見込まれるところである。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援することとしたものである。

#### 2 占用料の取扱い

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件の占用料について、当該物件の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合にあっては、占用主体にかかわらず、これを徴収しないものとする。

#### 3 備考

- (1) 許可の判断に当たっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。
- (2) 本通知による緊急措置は、本日から令和5年3月31日までの間に限るものとする。

(3) 本通知により、既に令和4年9月30日までを期間とする占用の許可を行っている占用物件については、期間更新の手続きにより、令和4年10月1日から令和5年3月31日までのいずれかの日までを期間とする占用の許可を行うことができる。

## 別紙

### 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可基準

#### 1 趣旨

沿道飲食店等の路上利用（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け（同年5月25日改定）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に定める「三つの密」の回避など感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、沿道の飲食店等が、テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設を路上（路端に近接する部分を含む。）に設置することをいう。以下同じ。）に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上利用が以下の要件を満たす場合においては、令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、いわゆる無余地性の基準等について弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上利用を支援するものとする。

#### 2 要件

##### (1) 沿道飲食店等の路上利用の目的

沿道飲食店等の路上利用は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの（沿道飲食店等の路上利用について、地方公共団体が占用するものでない場合や地方公共団体が占用主体である協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として当該路上利用を支援するもの（支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）を含む。）であること。

##### (2) 占用主体

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用すること。

- イ 地方公共団体又は道路協力団体
- ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ハ 都市再生推進法人又は地域再生推進法人等
- ニ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用に係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの）の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

##### (3) 占用の期間

令和2年6月5日から令和5年3月31日までの間で必要最低限の占用期間を設定すること。

##### (4) 占用の場所

- イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- ロ 歩道上に沿道飲食店等の路上利用に伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間（交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所にあっては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(5) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

(6) 道路維持管理への協力

道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって沿道飲食店等の路上利用に伴い必要となるものが、併せて講じられること。

### 3 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- ロ 沿道飲食店等の路上利用により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。
- ハ 沿道飲食店等の路上利用の終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- ニ その他道路管理者が必要と認める事項。